

この入札は、御殿場市電子入札運用基準に基づき、静岡県共同利用電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

1 入札に付する事項

- (1) 入札番号 令和8年度 水第10号
- (2) 工事名 簡易水道事業 市道6190号線外1路線配水管布設工事
- (3) 工事場所 御殿場市 時之栖 地内
- (4) 工期 本契約締結日の翌日から令和9年1月29日まで
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 低入札価格調査制度 調査基準価格 設定あり
失格基準価格 設定あり
- (7) 最低制限価格制度 最低制限価格 設定なし
- (8) 週休2日推進工事 有（月単位）令和7年度基準

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和8年5月21日までに御殿場市に対し令和7年度・8年度の一般競争参加資格審査申請（建設工事）を行っていること。
- (3) 御殿場市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成4年御殿場市告示第78号）の規定による指名停止期間中でないこと。
- (4) 御殿場市入札参加者選定要綱（昭和51年御殿場市告示第95号）第2条の規定により、令和8年度の管工事においてA等級に格付けされた業者であること。
- (5) 御殿場市内に本社または営業所を有すること。
- (6) 令和8年5月21日現在で御殿場市指定給水装置工事事業者であること。
- (7) 御殿場市の発注する工事において、一般競争入札の参加差し控えの対象業者でないこと。
- (8) 入札参加資格者が入札までに必要な資格を満たさなくなったときは、入札に参加できないこと。

3 入札参加に関する事項

- (1) 入札参加申請受付期間及び入札に必要な書類を示す期間は次のとおりとする。
令和8年5月22日午後1時から令和8年5月29日午後4時まで
- (2) 入札参加申請の方法
御殿場市のホームページ（<http://www.city.gotemba.lg.jp/>）から取得した制限付入札参加申請書（様式1）に所定の事項を記入の上、前項の受付期間内に電子入札シ

システムにより申請を行う。

(3) 設計図書等入札に必要な書類の入手方法

入札情報サービス（P P I）よりダウンロードすること。

(4) 入札参加資格の決定

4 (1)の入札書受付期間前日までに、入札参加資格がない旨の通知がない限り、電子入札システムにより確認通知書の交付を受けた者は、入札参加資格を有するものとする。

4 入札及び開札に関する事項

(1) 次の入札書受付期間に電子入札システムにより入札すること。

入札書受付期間 令和8年6月16日 午前9時から午後9時まで

令和8年6月17日 午前9時から午後4時まで

(2) 開 札 日 時 令和8年6月18日 午前9時

(3) 落札決定に当たっては、入札金額に、その100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

(4) 入札金額に対応した積算内訳書（市が様式を指定しない場合は任意様式）を電子入札システムにより提出すること。

(5) 当該契約が地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する市議会の議決事項である場合は、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後に本契約となる。なお、市議会にて否決された場合には契約が成立しないものとし、かつ、このことにより落札者に損害を生じた場合においても、御殿場市は一切その賠償の責に任じないものとする。

(6) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならない場合がある。

(7) 低入札価格調査対象者は、契約の内容に適合した履行が可能であるかの判断のための事情聴取に協力すべきこと。

(8) 失格基準価格を下回った入札を行った者は、失格となる。

5 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 御殿場市財務規則第40条に該当する者の入札

(2) 有効な電子証明書を取得していない者がした入札

(3) 入札金額に対応した積算内訳書の提出がないもの

6 入札保証金に関する事項

免除

7 契約保証金に関する事項

請負代金額の10分の1以上とする。ただし、請負代金額300万円未満を除く。

8 前払金に関する事項

請負代金額が300万円以上の場合に限り、請負代金額の10分の6以内（万円未満切捨）の額とする。ただし、中間前払金を含む。

9 部分払に関する事項

工期が90日以上で、請負代金額が1,000万円未満の場合は1回以内、請負代金額が1,000万円以上2,000万円未満の場合は2回以内、請負代金額が2,000万円以上の場合は3回以内とする。

10 その他

- (1) 入札を辞退する場合は4(1)の入札書受付期間に電子入札システムにより行うこと。
- (2) 質疑がある場合は、令和8年5月29日午前10時までに、FAX、インターネットメール又は電子入札システムで管財課へ提出すること。
- (3) 御殿場市電子入札運用基準6-2<紙入札を認める例>に該当し、紙入札を行う場合は同基準に基づき執行するものとし、4(2)の開札日時に管財課窓口へ入札書等を直接提出するものとする。

提出先 〒412-8601 御殿場市萩原483番地

御殿場市役所総務部管財課

TEL 0550(82)4322

FAX 0550(84)3420

メール kanzai@city.gotemba.lg.jp